

# マインドフルネス精神療法研究会規則

## 注記あり

制定：平成 27 年 8 月 1 日

改定：令和 3 年 7 月 31 日

### 第一章 目的

第 1 条 本規則は、日本マインドフルネス精神療法協会（以下、当協会）のマインドフルネス精神療法研究会（以下、当研究会）の詳細を定める。

2 当研究会は、マインドフルネス瞑想療法の理解を深め、実践的方法の研究を推進していくことを目的とする。

3 マインドフルネス瞑想療法とは、自己洞察瞑想療法、および、それを応用した手法とする。

第 2 条 この会は、西田哲学の実践を指針とする。その実践指針は西田哲学でいう至誠である。

（注）SIMT は西田哲学を実践的指針にしています。西田は実践の指針も書いています。「ポイエシスとプラクシス（実践哲学序論補説）」で「東洋道德の根本は誠にあると思う」（⇒ここに詳細）として、最も深いマインドフルネスともいふべき絶対的一者の立場からの行動が東洋、日本にあったことを哲学的にあきらかにしたかったし、そこから行動してほしいことを願っていたと思います。

「至誠」「誠」すべての人の絶対的平等性「人格」を論理的に説明しています。至誠は、＜誠実さの至高＞ですから、各人の立場からのエゴイズムのないところ、己を尽くす、世界の立場（各人の所属団体（の利益の）立場ではなくさらにそれを超えた絶対平等の人格的立場）、絶対的一者の意志などとも表現しています。V・E・フランクルとも通じます。これも哲学的に学習していきます。

### 第二章 会員

第 3 条 当研究会の正会員は、マインドフルネス瞑想療法士、およびマインドフルネス精神療法士で、趣旨に賛同して入会を希望する者とする。

2 マインドフルネス瞑想療法士資格更新規則により更新を受けた者は、更新の認定の日から当研究会の正会員として加入しなければならない。

(注1) 講座を受講して SIMT について一定レベルの理解と実践をした個人でないと行事の内容を理解できませんので、加入資格は個人になります。団体の費用であっても、他の人が参加することはできません。

(注2) 宗教的マインドフルネス(絶対無)までも、討議にあがることもあります。

(注3) 資格認定講座を受講する人は、自分の問題解決のために受講することがあり、マインドフルネス瞑想療法士の全員が他者支援の希望があるわけではありません。したがって、資格取得の当初は研究会への入会は任意とし、年会費の支払いの負担がないように配慮しています。また、研究会に入会せずに、活動できます。ただし、「マインドフルネス瞑想療法士資格更新規則」により更新した人は、加入が義務づけられます。

(\*) 将来、「専門医」に似た制度を作ることを計画します。SIMT にも改善する、予防する、特殊な領域などかなり専門性があります。クライアントの保護のために、各人が得意領域を標榜する制度です。たとえば、「うつ病」「不安症/不安障害」「過食性障害」「パーソナリティ障害」「予防」「(その他特殊応用領域)」「ビジネス」「不登校」「がん患者のケア」。SIMT 式の「コーチング」 SIMT 式の「医療関係者の燃え尽き予防」等々。

第 4 条 当研究会の賛助会員は、当研究会の趣旨に賛同する者とする。

第 5 条 正会員、賛助会員は、年会費 5 0 0 0 円を支払う。会期は、6 月 1 日から翌年 5 月 3 1 日までとする。

2 正会員でなかった者が、マインドフルネス瞑想療法士資格更新規則により更新を受けた場合は、更新の認定の日の属する年度の会費は半額とする。

### 第三章 会員の特典

第 6 条 正会員および賛助会員(以下、会員)は、当協会の主催する定例会、その他の指定する行事に参加できる。

2 行事には、マインドフルネス瞑想療法士資格更新規則により更新ポイントがつくものがある。

(注) 各セッション(1から10)の援助方法の討論、SIMT の理論の理解を深めること、水平展開の可能性の理解が含まれる。

だから、原則として、会員は講座を受けた者、受けることを考慮する者である。

第 7 条 会員は定例会や行事参加の場合、その都度所定の参加費を支払うものとする。

第 8 条 正会員は、当協会、または当研究会の掲示板に氏名等を「研究会会員名簿」に掲載することができる。

(注) 県、氏名、団体名、URL など。マインドフルネスがブームになっていますが、援助できる問題・病気、自己洞察探求の深さ、スキルがさまざまです。日本的マインドフルネスの SIMT を体得した者であると、クライアントの方に信頼していただけます。(氏名の掲載をしないこともできます)。  
名簿に掲載する会員は、ホームページや当研究所の掲示場などでサービス内容と利用料金を公開していることを条件とします。

第 9 条 会員は、優先的に定例会、年次研究発表大会での発表、機関誌に投稿をすることができる。

(注) 執筆予定の方は、前もってご連絡ください。フォーマットを統一しますので。研究会で発表しないでも投稿できます。

第 10 条 会員には、機関誌を発行した場合、每期 1 冊 無料で配布する。詳細は別に定める。

(注) 年度に 2 回以上発行される場合、1 回目は無料で、2 回目以降は、割引価格でご購入いただけます。)

第 11 条 マインドフルネス瞑想療法に関する支援サービスや講師派遣を希望する者があれば、優先的に正会員が紹介される。

(注) 企業からの依頼があれば、近くの会員が紹介されます。(講演、予防的 SIMT、自己成長的 SIMT や改善支援的 SIMT)

#### 第四章 退会

第 12 条 会費を 2 年納入しない者は当研究会を退会とする。

2 マインドフルネス瞑想療法士資格更新規則により更新を受けた者が当研究会の正会員でなくなった場合には、マインドフルネス瞑想療法士の資格を喪失する。

第 13 条 当研究会の運営に支障をきたす会員は退会を命じることがある。

(注) マインドフルネスにはさまざまな流派があります。さまざまな宗教（仏教諸派）を理論的ささえにしたマインドフルネスもあります。この会は、SIMT を研究し推進していく会です。この会の行事で、あまりに強く自己の説を主張したり、他派を宣伝するような行為は、会の行事の中では謹んでいただくのが趣旨です。もちろん、他のマインドフルネスを推進しているが、SIMT も学習研究したいという方は歓迎です。会の行事での行動のありかたがマインドフルネス的でない（至誠に欠ける）行為を謹んでいただきます。SIMT は西田哲学の実践的指針「至誠」を基礎にしています。

捕捉

平成 30 年 2 月 1 日 改定